

東京消防庁から防火安全技術者を活用した届出の省略等のお知らせ

消防用設備等の設置に係る計画又は工事に関する業務について、防火安全技術者(※)が消防法令の適合状況の調査又は防火安全に対する助言を行った場合は、消防用設備等の適正な工事を確保できることから、工事に係る届出の省略ができるなどの運用を平成 22 年 4 月 1 日から行っています。

防火安全技術者により調査又は助言が行われた場合の消防用設備等設置計画届の省略

火災予防条例第 58 条の 2 では、漏電火災警報器、非常警報設備及び連結散水設備等の消防用設備の設置を行おうとする場合には、工事着手の 10 日前までに消防用設備等設置計画届を提出するように定められています。

消防用設備等設置計画届を要する工事のうち、その設置に係る計画又は工事に関し**防火安全技術者により消防法令への適合状況の調査又は防火安全についての助言が行われた**次表に掲げる工事で、届出を要しない条件を満たした場合については消防用設備等設置計画の届出を省略することができます。

【防火安全技術者の調査・助言により届出を省略できる範囲の工事】

設備種別	工事種別		
	増設	移設	取替え
非常警報設備 (放送設備)	次のすべてに該当する場合 ・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの ・スピーカーの工事個数の合計が 10 個以下の場合		
連結散水設備	次のすべてに該当する場合 ・一の送水区域においてヘッドの工事個数の合計が 10 個以下の場合 ・送水区域に変更のない範囲である場合 ・既設と同種類である場合 ・加圧送水装置の性能、配管サイズ等に影響がない場合		
漏電火災警報器	・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの		
非常警報設備	次のすべてに該当する場合 ・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの ・報知区域の変更を伴わないもの		
避難器具 (すべり棒・避難はしご(固定式のものを除く))	省略不可	省略不可	・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの
誘導灯	・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの		
排煙設備	次のすべてに該当する場合 ・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの ・排煙機の性能の変更を伴わないもの		

【届出を要しない条件】

- 1 工事施工者等が、当該工事内容の記録、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等)及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- 2 防火対象物の関係者が、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録し、消防法施行規則第 31 条の 6 第 3 項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるようにしておくこと。
- 3 消防用設備等設置届が提出されるまでの間、工事を行った工事施工者等が、1 により防火対象物の関係者に提出した図書類と同一のものを保存しておくこと。

※ 防火安全技術者：火災予防条例(昭和 37 年東京都条例第 65 号)第 63 条の 2 に定める防火安全技術講習の全課程を修了した第 1 種防火安全技術講習修了者をいう。

防火安全技術者による調査又は助言が行われたものとは？

防火安全技術者の調査により、調査表（様式第1号の2）、各設備調査表（様式第1号の2の2から様式第1号の2の7）及び概要表が作成され、必要により防火安全についての助言が行われたものをいいます。

防火安全技術者が調査又は助言を行い消防用設備等設置計画届の省略をする場合には、**調査表等を設置工事完了後に提出する消防用設備等設置届出書に添付する必要があります。**

なお、各調査表及び概要表は、東京消防庁ホームページ（<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>）の申請様式からダウンロードすることができます。

防火安全技術者により調査又は助言が行われた場合の検査について

消防法第17条の3の2並びに火災予防条例第58条の3の規定により消防用設備等を設置した場合には消防署長の検査を受ける必要がありますが、**防火安全技術者による調査又は助言が行われた次表に掲げる工事**については、**立入検査の実施**及び消防用設備等の**点検結果報告書の確認**により消防署長の検査に代えることができます。※

※ 消防用設備等の工事内容その他の条件等を考慮し、それぞれの工事について立入検査又は点検結果報告書により検査に代えることができるかを判断しますので検査の実施については、管轄の消防署に確認してください。

設備種別	工事種別		
	増設	移設	取替え
非常警報設備 (放送設備)	次のすべてに該当する場合 ・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの ・スピーカーの工事個数の合計が10個以下の場合		
連結散水設備	次のすべてに該当する場合 ・一の送水区域においてヘッドの工事個数の合計が10個以下の場合 ・送水区域に変更のない範囲である場合 ・既設と同種類である場合 ・加圧送水装置の性能、配管サイズ等に影響がない場合		
漏電火災警報器	・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの		
非常警報設備	次のすべてに該当する場合 ・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの ・報知区域の変更を伴わないもの		
避難器具 (すべり棒・ 避難はしご(固定式のもの を除く))	×	×	・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの
誘導灯	・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの		
排煙設備	次のすべてに該当する場合 ・防火安全技術者による調査又は助言が行われたもの ・排煙機の性能の変更を伴わないもの		

上記のように防火安全技術者を活用することで、消防用設備等設置計画届の省略などが行える運用を行うことにいたしました。

本内容について不明な点は、管轄する消防署にご相談ください。